令和２年７月豪雨災害被災者優遇措置制度

さくら団地分譲地を半額で販売します

令和2年7月豪雨災害で住居に大きな被害を受けた被災者を対象に、
生活再建支援と定住促進のため、さくら団地分譲地を50%割引で販売します。

▼申込対象者
上記豪雨災害により住居が「半壊」以上の判定を受けた人

▼割引額
販売価格の50%（1000円未満は切り捨て）

▼対象分譲地
さくら団地分譲地（42区画）
面積：76坪～103坪
価格：442万円～890万円

▼提出書類
・被災者優遇措置申請書
・り災証明書

▼注意点
・分譲地定住促進事業補助金制度、子育て支援助成金制度、分譲地地盤改良補助金制度との併用はできません。
・購入は1世帯あたり1区画のみで、先着順となります。
・申込者は必ず売買契約者となること。ただし、共同購入でも可とする。

【問い合わせ先】 津奈木町役場　総務課財政班　　TEL：0966－78－3111（代表）